

特定非営利活動法人 FC. ISE-SHIMA と皇學館大学に関する協定書

特定非営利活動法人 FC. ISE-SHIMA (以下「甲」という。) と皇學館大学 (以下「乙」という。) は、相互の連携により、地域の活性化と人材育成のために、次のとおり包括連携協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、学識と伝統をスポーツに取り入れ相互に機能向上を図るとともに、地域の活性化と地域に根差した人材育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、相互に連携し協力するものとする。

- (1) 人材育成、教育の充実に関すること
- (2) まちづくり、にぎわいづくりに関すること
- (3) 環境の保全・再生に関すること
- (4) 地域の歴史や文化の振興に関すること
- (5) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(実施体制)

第3条 甲と乙は、前条に定める各号を実施するための窓口を設置し、連携協力体制を構築する。

(秘密の保持)

第4条 甲と乙は、本協定書に基づき実施される連携活動により入手した情報について、相手方の事前の承諾なく、第三者に対して開示、漏えい又は本連携目的以外に使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通作成し、甲・乙ともに署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和3年7月16日

(甲) 住所 三重県志摩市阿児町鵜方3136番地21
名前 特定非営利活動法人 FC. ISE-SHIMA
理事長

小倉 隆文



(乙) 住所 三重県伊勢市神田久志本町1704番地
名前 皇學館大学
学長

河野 訓

